

## 令和3年度 尼崎市社会保障審議会 第3回高齢者保健福祉専門分科会 議事録

### 1 日時

令和4年1月25日（火） 18:00 から 20:00 まで

### 2 場所

Web会議システム(Zoom)及び尼崎市役所 北館4階 4-1会議室

### 3 出席者

(委員) 14名

梅谷委員、奥西委員、桑山委員、齋田委員、佐瀬委員、佐野委員、高尾委員、  
坪井委員、中林委員、藤井委員、藤岡委員、牧委員、森嶋委員、山本委員 (五十音順)

(事務局) 7名

福祉部長、福祉課長、法人指導課長、高齢介護課長、包括支援担当課長、  
介護保険事業担当課長、北部福祉相談支援課長、法人指導課係長

### 4 議事録概要

#### 【事務局】

ただ今から令和3年度第3回目の尼崎市社会保障審議会 高齢者保健福祉専門分科会を開会させていただきます。

会議の進行につきましては、尼崎市社会保障審議会規則第3条第1項の規定により、奥西会長をお願いいたします。

#### 【会長】

議事に入ります前に、本日の委員の出席状況及び傍聴者数について、事務局から報告をお願いします。

#### 【事務局】

現在の出席委員は14名であり、尼崎市社会保障審議会規則第4条に定める定足数を満たしております。なお、以前お送りしている名簿からの変更がございますので、ご確認ください。確定した名簿については、後日送付いたします。

本日の会議の傍聴人はございません。

#### 【会長】

ありがとうございました。

それでは、まず事務局から本日の資料の確認をお願いします。

【事務局】

（資料確認）

【会長】

それでは、審議事項に移りたいと思います。

審議事項の1つ目、「統合した部会の進捗管理について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

（審議事項(1) 統合した部会の進捗管理について（資料1）の説明）

【会長】

ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見などがありましたら、お願いいたします。

【委員】

今後も、各分野ごとに精通した委員を選定していただくよう、ご配慮をお願いします。

【会長】

それでは、審議事項の2つ目、「地域密着型サービスについて」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

（審議事項(2) 地域密着型サービスについて（資料2）の説明）

【会長】

ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見などがありましたら、お願いいたします。

【委員】

認知症対応型共同生活介護の指定件数については、資料2の1ページと2ページの表では数字が違っているので、間違いではないでしょうか。

地域密着型サービスの実地指導で、指摘事項となった内容も教えていただけると参考になると

思います。

【事務局】

資料2の1ページと2ページの表で認知症対応型共同生活介護の件数が違うのは、1ページが令和3年度に1件公募したが応募がなかったことを表しており、2ページは令和3年度より以前に選定されて今年度に指定へと至った件数となります。公募件数と指定件数でタイムラグがあるために一致しておりません。

資料2の1ページ「(2)令和3年度の公募実績と令和4年度公募予定について」の表で公募と表現しているのは、我々が募集した件数であり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合、1件の募集をかけたところ、2事業所から応募があり、そのうちの1事業所を選定したということになります。

【委員】

令和3年度は、コロナ禍により実地指導を見合わせたとのことですが、実地指導が再開できる基準はあるのでしょうか。そして、実地指導が出来なかったことにより、利用者への不利益はありませんか。

【事務局】

兵庫県が実地指導監査の方針を出しており、近隣の自治体と同じく我々も県の方針に合わせております。

実地指導に行かなければ、サービスの質の低下が懸念されますので、事業所がご自身で自己点検していただけるように、様式をお示しさせてもらっています。虐待があれば、立入検査をいたします。

【委員】

認知症対応型共同生活介護で応募がなかった理由は何でしょうか。これまでの認知症対応型共同生活介護の整備は順調に進んでいたのでしょうか。

地域密着型通所介護の廃止が多いようですが、廃止理由を教えてください。地域密着型通所介護の利用者は、廃止により事業所を変えるなど、移行が必要になったかと思うのですが、混乱は無かったのでしょうか。

今年度は実地指導ができなかったとのことですが、集団指導はオンラインでされたのでしょうか。

【事務局】

認知症対応型共同生活介護は、公募前から問い合わせはたくさんいただいておりますが、他市の公募と重なったこともあり、応募がなかったようです。第7期計画までは、募集数を超える

応募があったので選定することが出来ておりました。今後は周知期間を長くする等をして、事業者の確保に努めていきます。

【事務局】

地域密着型通所介護の廃止理由としまして、経営困難で廃止された事業所が4件、NPO法人から社会福祉法人へと移行したり、事業譲渡により廃止した事業所が5件です。廃止するにあたって現在利用している方の移行先は事業所が責任をもってサポートするよう指導していたために混乱はありませんでした。

【事務局】

集団指導に関しては、今年度はまだ実施していませんが、昨年度同様、今年度もリモートでの実施を予定しております。

兵庫県が緊急事態宣言等の対象区域に指定された場合については尼崎市も実地指導については見合わせることにしております。再開については、状況を見て判断していきたいと思っております。

【事務局】

第8期での認知症対応型共同生活介護の整備目標としては、令和3年度、令和4年度、5年度に各1件ずつ選定したかったのですが、令和3年度に応募がなかったため、令和4年度には2件の公募をしたいと思っております。

【委員】

地域密着型通所介護の廃止理由で経営困難とありましたが、その理由は経済的な問題なのか、人材不足が原因なのか教えて下さい。

【事務局】

コロナ禍で利用者が減り、経営が困難になった事業所が3件ありました。昨年度の廃止件数は8件、その前は7件ありましたので、一定数の廃止件数はあると考えております。

【会長】

それでは、審議事項の3つ目、「令和4年度高齢者保健福祉専門分科会について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(審議事項(3) 令和4年度高齢者保健福祉専門分科会について(資料3)の説明)

【会長】

ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見などがありましたら、お願いいたします。

(意見無し)

無いようなので、報告事項に移ります。

それでは、報告事項の1つ目、「令和4年度 主要事業(案)について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(報告事項(1) 令和4年度 主要事業(案)について(資料4)の説明)

【会長】

ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見などがありましたら、お願いいたします。

【委員】

基幹包括化推進委員の配置は、具体的にどのような職種を何名ぐらいで考えているのでしょうか。

【事務局】

一定の現場経験であったり、専門知識がある市職員の配置を考えています。人数については、まだ明確にお答えできない状況です。

重層的支援の取り組みは、少人数でも関係機関を巻き込んで行う取組だと考えております。

【委員】

先行事例もあるかと思いますが、協力しながらチームワークで進めていただくことを期待しています。

次に、成年後見のことにに関して、資料4の1ページにある表の中で、「対象」が知的障害から書かれていますが、認知症が入るのではないしょうか。

【事務局】

おっしゃる通り、認知症の方も含んでいるものでございます。ご指摘ありがとうございます。

【委員】

資料4の5ページの図を見ると、地域で暮らしているイメージだと思いますが、後見人がついている方たちは、施設で暮らしておられる方も多く、この図も施設との関係を意識したものになるといいと思います。尼崎市らしい図になるよう、考えていただきたいです。

それと、親族後見で悩まれておられる方も多いので、バックアップ機能や多様な後見について、もっと啓発していただくこともご検討いただきたいと思いました。

【事務局】

国の方向性としては、チームで支援していくことを打ち出しています。在宅であっても施設であっても、支援に対する基本的な考えは変わるものではありません。

親族後見の方については、多職種のメンバーからバックアップを受けられるように検討していきたいと考えております。

【委員】

資料4の6ページに出てくる「老人福祉工場」ですが、ネーミングは変えられないのでしょうか。

【事務局】

名称につきましては、プロポーザルにより決定した業者の意見や、利用者から募るといった形で検討していこうと考えております。

【委員】

「老人」と名前が付くと行きたくないと思う方が多いようですので、名称変更をしていただくとともに、内容もリニューアルして、楽しく社会的にも意義がある活動ができるといいと思います。

【委員】

私は老人福祉工場の見直しの件で関わらせていただいているのですが、生きがいとして社会参加の場は非常に大切だなと思っています。ふれあいサロンやいきいき百歳体操をやっておられる団体は住民主体だと思うのですが、その団体を就労や作業へ繋ぐには、委託してやってもらうのか、作業施設に来ていただくのか、どのようなマッチングをイメージしておられるのでしょうか。

【事務局】

今おっしゃられた両方を想定しております。既に高齢者の方々が集われているなら、そこで生きがい就労を実施していただき、集う場所がないという場合は、老人福祉工場のような場所に来て実施していただくといった体制を考えているところでございます。

【委員】

こちらも状況を見て、繋げられる場を提供できたらいいなと思います。活動の具体的な運営状況など教えていただければ、僕らから助言もできると思うので、よろしくお願いします。

【委員】

行政が用意した中から選ぶのではなく、高齢者ご自身が現役時代のキャリアなどを活かして人材養成をしたり、社会貢献塾のように高齢者が自ら学ぶことに動き出すと、夢や希望を持てると思うので、そういったアイデアを示せるといいのではないのでしょうか。

【事務局】

行政が用意した生きがい就労に参加したいという高齢者の方々もたくさんいらっしゃいますが、地域の方々には、地域のために自分たちには何ができるのかといった地域課題も考えていただけるよう、就労的活動支援コーディネーターというものを配置し、地域による自主的な取り組みをコーディネートしていきたいと考えています。

【会長】

就労的活動支援コーディネーターとは、具体的にどのような方をイメージされているのでしょうか。

【事務局】

生活支援コーディネーターは社協に委託しておりますが、就労的活動支援コーディネーターは、産業界と高齢者のニーズをマッチングする人が望ましいと国の要綱で記載されていますので、産業界と伝手があり、なおかつ地域に出ただけのような方の配置を考えております。その業者の選定につきましては、プロポーザルを実施し、より良い提案をしていただけたところを選定したいと考えております。

【会長】

地域と福祉工場の両方でお仕事をすると考えてよろしいでしょうか。

【事務局】

はい、生活支援コーディネーターと地域包括支援センター、並びに尼崎市職員の地域課等と連携して、生きがい就労を市内に広げていきたいというふうに考えています。

【会長】

これまでの老人福祉工場から中身をリニューアルしていくという、積極性を感じられるところ

だと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

【委員】

現場は、多問題ケースと言われている困難事例で非常に困っているので、重層的支援推進事業には非常に期待しています。こういったケースは1回の会議をただけは解決できず、長期的な支援が必要となります。そうすると人員が必要です。こういったケースが後回しにされたり、なかなか対応していただけないような体制にならないよう、基幹包括化推進員等も現場で一緒に考えていただきたいと要望します。

【事務局】

解決ができない課題も多く、今までは課題に直面した担当の地域包括やケアマネジャーがずっとその課題を抱えながら関係機関と調整していたのですが、どこかの機関だけが抱えて苦勞するのではなく、重層的支援推進課と一緒に関わる機関の調整などしていく中で、いろんな方々で負担を分かち合いながら関わり続けるような取り組みにしていければというふうに考えております。

【会長】

難しい事例に直面しているのは、第一線にいるケアマネジャーなので、連携がますます大事になっていくと思います。

【委員】

親御さんがひきこもりの相談に来るとというのは、氷山の一角だと感じております。相談できる場所がわからないとか、ひきこもりを恥ずかしく思って隠されるケースも多々あります。各支援機関は、受身ではない方向での支援も考えなければ難しいのではないかと思います。

尼崎市では、市民後見人は無償ということでしょうか。

【事務局】

はい。市民後見人の養成講座を受けていただき、無報酬のボランティアという形でお願いしています。

【委員】

多くの方が受けられておられると思いますが、実際に活動されている方はどれくらいいらっしゃいますか。

【事務局】

市民後見人の養成講座を終えられて登録されていらっしゃる方が約30名で、現在活動されて



いらっしゃる方は8名です。

【委員】

もっと増やしていかなければならないと感じております。他市では、若干報酬をつけて対応されているところもあります。自分のしていることに対して対価が少しでも発生することでプロ意識も芽生えると思いますし、24時間対応となると現役世代の方は難しく、高齢者の方々が中心になってくると思うので、若干の報酬が動機付けになるのではないのでしょうか。

【事務局】

市民後見人の裾野を広げていくことや、モチベーションを高めていくことについては、報酬という形もですが、その他にも講座の運営を手伝っていただいたり、いろんな活動の場を提供するよう総合的に考えていこうと思っております。

【委員】

市民後見人と司法書士では、やるべき内容が違うので、ケアマネジャーをやっている身としてはかなり戸惑うところもあつたりします。成年後見等支援センターができて、後見人が就くまでの期間が短くなったのは助かるのですが、どのような方が就くのかが分かりません。そして、ご本人では意思決定ができない場合は市長申立にとなりますが、その場合1年ぐらいかかるので、もっと短くならないものでしょうか。申立中に誰がこの方を見るのかということが、現場では大きな問題となっております。

【事務局】

第4期の地域福祉計画の改定作業でも、特定の方に負担を強いられていることを指摘されておりますので、受任調整やチーム支援を充実させていくことによって、できるだけチームという形で負担を分け合っていくようにしたいと思っております。

そして、受任調整をこちらで積極的に進めていくことによって、後見人候補としてどういう方が適任かを提案して、関係者間でより適切なチーム支援ができるように進めていきたいと考えております。

市長申立は、現在ですと1年もかからなくなっています。また、申立できる親族がない場合に行うものですが、虐待など、内容によっては優先的に取り組んでおり、出来るだけ時間の短縮を図るようにしていきたいと思えます。

【事務局】

重層的支援推進事業の中で地域振興センターが出てくるのですが、これは市内6か所あり、41小学校区単位で地域担当職員を配置しており、社会福祉協議会の職員も配置しております、民生児童委員の事務局も担っているところになります。この地域振興センターを中心に、地

域の様々な関係者と繋がって、課題を掘り起こして見つける取り組みもしていこうと考えております。課題が深刻になる前にどれだけ早く課題がある人をキャッチして、支援に繋げていくかが非常に重要な取り組みだと思っております。ただ、地域がかなり希薄化しておりますので、人と関わることでトラブルになってしまうのではないかとといった意見もお聞きしています。そういったところにも注意しながら、今後検討していきたいと思っております。

【委員】

地域に大変詳しい民生委員の方でも、30年間の引きこもりに気づけなかったというケースもありましたので、よろしく申し上げます。

【会長】

全く新しいものが出来上がるのではなく、これまでの尼崎の実績と基盤があるので、既存の会議体の強化といったことが大事だと思います。

それでは、報告事項の2つ目、「第8期尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(生き生き！！あま咲きプラン)のPDCAについて」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(報告事項(2) 第8期尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(生き生き！！あま咲きプラン)のPDCAについて(資料5)の説明)

【会長】

ありがとうございました。

来年度以降はこのPDCAサイクルを活用し、各テーマごとに事業の進捗管理を行っていくため、委員の皆様には来年度1回目の分科会でご審議いただくこととなります。

本日の議題については、これですべて終了いたしました。

他にご意見等がなければ、最後に、今年度末をもって当分科会の委員を退任されることとなりました委員からご挨拶をいただければと思います。

【委員】

(退任のあいさつ)

【会長】

ありがとうございました。

最後に事務局から連絡事項をお願いします。

【事務局】

次回の開催については、新年度に入ってから開催を予定しております。開催にあたりましては、事前に日程調整等ご連絡をさせていただきます。

【会長】

それでは、これをもちまして、第3回 尼崎市社会保障審議会 高齢者保健福祉専門分科会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

以 上